相馬市告示第１０４号

相馬市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成１７年相馬市規則第１号）第３条の規定により、電子情報処理組織を使用して行うことができる手続等を次のように定める。

令和８年１０月２６日

相馬市長　阿部　勝弘

根拠条例等の題名	条項	申請等の名称	開始年月日
相馬市後援等の承認に関する要綱	第４条	相馬市後援等承認申請	令和８年８月１３日
相馬市後援等の承認に関する要綱	第６条	相馬市後援等変更承認申請	令和８年８月１３日
相馬市後援等の承認に関する要綱	第８条	相馬市後援等事業実施報告	令和８年８月１３日